

## 甲状腺検査について

甲状腺検査については、東京電力福島第一原子力発電所事故以来、検査の実施について市民団体、議会等から要望があり、調査研究を進めるところですが、平成25年3月末に環境省から福島県外3県の調査結果が報告されましたので、これまでの情報とあわせて、本市における甲状腺検査の実施の必要性について、有識者の意見を聴取するとともに、本市の対応を以下のとおりとするものです。

### 【有識者意見】

#### ○鈴木元アドバイザー

有識者会議の報告やシンポジウムで申し上げているとおり、放射性プルームの吸入による被ばく線量は低く、甲状腺等価線量として5mSv未満である。甲状腺がんリスクを懸念する被ばく状況ではない。「栃木県内は将来にわたって健康被害が懸念されるような被ばく状態にない」、「今後、臨床的な検査を含む健康調査等は必要ない」と判断している。

福島県と福島県外3県の小児甲状腺検査結果は、今までの判断を覆すものではないと判断できるので、市民の不安解消を図るための甲状腺検査は必要ない。また、検査すると、約半数のお子さんに治療の必要のない結節やのう胞が認められることとなり、放射能の影響との因果関係が明確でないにもかかわらず、放射能の影響ではないかとの不安を助長する。検査は、不安の軽減、解消にはならない。

#### ○地区医師会

今回の調査結果を見る限り、現時点での甲状腺検査は必要ないと考える。  
今後においても科学的な情報の収集等、長期的な対応が必要である。

### 【本市の対応】

本市においては、市民の不安軽減を図るための甲状腺（超音波）検査及び血液検査の実施について調査研究を進めていますが、新たな情報として、福島県外3県の甲状腺有所見率調査結果が発表されたことに伴い、有識者（鈴木元アドバイザー、地区医師会）から意見を聴取したところ「現時点では甲状腺検査を実施する段階にない」との判断から、現時点で甲状腺検査は実施しないが、検査を希望する市民に対し、受入れ可能な検査機関の情報について、提供していくこととする。

なお、今後においても有識者の意見を聴取しながら、新たな情報収集と評価による調査研究を進めるものとする。

甲状腺検査結果集計表

判定結果		判定内容	福島県		福島県外3県 (青森・山梨・長崎)					
			人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)				
A	A1	結節やのう胞を認めなかったもの	53,028	94,426	55.8	99.4	1,852	4,321	42.4	99.0
	A2	5.0mm以下の結節や 20.0mm以下ののう胞を認めたもの	41,398		43.6		2,469		56.6	
B		5.1mm以上の結節や 20.1mm以上ののう胞を認めたもの	548		0.6		44		1.0	
C		甲状腺の状態等から判断して、 直ちに二次検査を要するもの	1		0.001		0		0	
計			94,975		100		4,365		100	

#### 《判定結果の説明》

- ・ A1、A2判定は経過観察
- ・ B、C判定は二次検査（A2の判定内容であっても、甲状腺の状態等から二次検査を要すると判断した方については、B判定としている。）

#### ※資料出典

- 福島県資料：H25.2.13開催第10回「県民健康管理調査」検討委員会資料【福島県ホームページ】
- 福島県外3県資料：H25.3.29報道発表資料 福島県外3県における甲状腺有所見率調査について（お知らせ）【環境省ホームページ】